

順天堂大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2024（平成36）年3月31日までとする。

II 総 評

貴大学は、1838（天保9）年に開塾した西洋医学塾を淵源とし、1946（昭和21）年に順天堂医科大学として開学した。その後、学部及び研究科の設置・改組を経て、現在では、医学部、スポーツ健康科学部、医療看護学部、保健看護学部及び国際教養学部の5学部、医学研究科、スポーツ健康科学研究科及び医療看護学研究科の3研究科を有する大学となっている。東京都文京区、千葉県印西市、浦安市及び静岡県三島市にキャンパスを有し、学是「仁」の精神に基づき、健康総合大学として教育研究活動を展開している。

2009（平成21）年度に本協会による大学評価（認証評価）を受けた後、「自己点検・評価委員会」を中心に教育活動の改善に取り組んできた。また、日本医学教育歴史館が整備され、すべての学部において、大学の発祥からの長い歴史を学生に教育する環境を作ることで、医療・健康に対する貴大学の学是と理念の理解及び学生に対する学習の動機付けに寄与している。

今回の大学評価において、貴大学の取組みにおいては、各学部・研究科の特徴に応じて、学部学生・大学院学生や臨床の実習指導者が参加したファカルティ・ディベロップメント（FD）活動として「FDワークショップ」が開催されており、参加学生の意見を教育内容・方法の改善につなげている点や医療看護学部において「学生カリキュラム委員会」が組織され、教員だけでなく、学生自身がカリキュラムの検証や改善に寄与している点は先進的な取組みとして評価できる。

一方で、スポーツ健康科学部におけるシラバスの記載の精粗、医学研究科博士課程における学位論文審査基準が明文化されていないなど課題が散見されるので、改善が望まれる。

III 各基準の概評および提言

1 理念・目的

<概評>

順天堂大学

大学としての学是「仁」「人在りて我在り、他を思いやり、慈しむ心」と理念「不断前進」「現状に満足せず、常に高い目標を設定して努力を続ける姿勢」を定め、ホームページに掲載している。また、学則において、医学部では「人類の健康・福祉に寄与できる専門的な知識、技術を身につけ、科学者の視点を持ちつつ、感性豊かな教養人としての医師・医学者」を育成することを目的として掲げている。その他の学部においても、育成する人材像を明確にした目的を学則に定めている。

大学院教育については、大学院学則に「医学、スポーツ健康科学及び医療看護学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」を目的として掲げ、さらに、各研究科の目的は、各研究科規程に定められており、例えば、医療看護学研究科では「国内外を問わず多様な場で社会貢献のできる高度な看護実践能力をもち、看護学のあり方を探求することのできる人材」を養成することを目的とするとしている。これらの理念・目的は、ホームページや各種刊行物、創立記念冊子等を通じて、学内外に広く公表されている。

理念・目的等の適切性については、学長を議長とする「大学協議会」、各学部・研究科の教授会及び研究科委員会において検証が行われている。

2 教育研究組織

<概評>

貴大学は、学是・理念に基づいて、5学部3研究科に加えて、学術横断的な共同研究を推進し、その成果を教育や社会に還元するために研究基盤センター、アトピー疾患研究センターなど11のセンターと環境医学研究所、スポーツ健康医科学研究所の2つの研究所を設置している。また、医学及び看護学教育に関する教育・研究の臨床の場とその成果に基づく社会貢献の実践の場として、6つの医学部附属病院を設置し、その機能を生かして、臨床教授等を配置することにより大学教員と連携した教育研究組織を構築している。

教育研究組織の適切性の検証は、各学部・研究科における教授会・研究科委員会及びその下部組織である「教務委員会」等の各種委員会で行っている。そのうえで、教授会・研究科委員会における検証内容は、「大学協議会」に報告され、審議されている。

なお、国際教養学部では、「大学院構想委員会」で、国際教養学分野で活躍する実践力を育成する場として、修士課程の設置を検討している。

3 教員・教員組織

<概評>

求める教員像として、貴大学の学是及び理念を尊び、各学部・研究科における教育目標を十分に理解すること、人材育成の使命感と教育に対する情熱を持つこと、国際的に通用する高度な研究力と確かな実践力を学生に伝え得る、感性豊かな教員であることなどを定めている。教員組織の編制方針として、大学設置基準及び大学院設置基準等の法令要件を満たす専任教員の配置を基盤とし、教育研究の質を保証することができる持続的な体制を整備することを定めている。これらの求める教員像及び教員組織の編制方針は、ホームページに掲載している。また、「順天堂大学教員選考基準」には、任用する教員に求める能力・資質を明示している。

各学部・研究科の専任教員は、大学設置基準及び大学院設置基準に定める必要専任教員数を満たす人員で構成されている。年齢構成については、ほとんどの学部・研究科で年代による極端な偏りは見られず、概ね適切な教員組織の編制となっている。ただし、保健看護学部では教授職が不在の分野や教授・准教授とも不在の分野があり、採用もしくは昇格による着任が望まれる。

多くの学部で、学部教員の大部分は関連大学院研究科の教員を併任しており、そのため、募集・採用・昇格については、研究科と一体で運用している。「教授人事委員会」が主体となり、「教授選考委員会」が候補者を推薦し、投票権を有する教授による投票により、教授候補者を決定し、学部長から学長に報告され、最終的には理事会で承認を得ている。准教授以下の教員の選考については、「教員人事委員会」で審議し、教授会の承認を得て、学長が決定している。なお、教員には任期制が導入されており、任期中の教育研究業績を再評価し、留任の可否を決定している。

教員の資質向上のための活動としては、「ベストチューター賞」「ベストプロフェッサー賞」を設け、大学として教育実践に効果を上げた教員を顕彰している。そのほか、教育能力の向上を主眼としたワークショップなどを学部・研究科で実施している。さらに、教員の教育研究活動を「研究者情報データベース」として蓄積し、ホームページに掲載することによって、各教員の教育研究活動の状況を社会に発信している。また、スポーツ健康科学部では、順天堂スポーツ健康科学研究誌の『Supplement』に当該年度の研究・社会的活動などの実績をまとめ、学内外に公表している。今後は、これらの教育研究活動の業績を評価し活用することにより、さらなる教育研究活動の活性化につなげることが期待される。

教員組織の適切性については、各学部・研究科における教授会・研究科委員会で検証を行っている。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<概評>

大学全体

大学全体の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に、課程ごとの卒業要件・修了要件を示し、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果は、学部・研究科ごとに定めている。また、その達成のために必要な教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を、学士課程については、「多様でかつ調和のとれた教養教育（リベラルアーツ教育）と高度な専門教育とを有機的に関連付け、各学部学科の特色を生かして体系的に編成」と定め、大学院課程については、「高度な知識・技能などを修得させるため、専攻分野のカリキュラムを体系的に編成」し、きめ細かい研究指導を行うと定めている。

大学全体、学部及び研究科の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、各学部・研究科の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針とあわせてホームページに公表している。

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性については、教授会・研究科委員会の下部組織である「教務委員会」「カリキュラム委員会」等の各種委員会での検討を踏まえ、各教授会・研究科委員会等での審議を経た後、「大学協議会」にて大学全体の視点から定期的な検証を行っている。

医学部

学位授与方針について、「科学的根拠に基づいた医学・医療を行うための体系的な知識と確実な技術が身につけている、生涯にわたりアクティブに自学自習ができる」などの5つの能力を身につけている者に学位を授与するとしている。

教育課程の編成・実施方針は、「科学的根拠に基づいた医学・医療・研究を行うための体系的な知識と確実な技術を身につけるため、1年次に少人数による特定課題を議論と思考で進めるPBL（Problem based learning）を行い、全学生のモチベーションおよび課題探求力・分析的評価能力の向上を図り、2年次以降の専門科目においては、生命科学、基礎医学、臨床医学を関連付け、体系的に学び、医学への探求心を養うため、臓器別・病態別の統合型カリキュラムを採用」するなどとしており、両方針の間には連関が認められる。

スポーツ健康科学部

学位授与方針は、3学科ともに、学位授与の要件が示されているのみで、課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力などの学習成果が定められてい

るといえないので、改善が望まれる。

教育課程の編成・実施方針を「『スポーツと健康』に関連する教育、ビジネス、福祉などの分野における専門性を持った教養人を養成するため、学部共通科目を設置し、所属学科以外の科目履修を義務化しているほか、学部で開講されるゼミを含むほぼすべての科目、医学部開講科目の一部科目を履修可能とし、学生の興味・関心に応える自由度の高い教育システムを採用」することを定めている。

医療看護学部

看護に関する確実な知識・技術を身につけ、心身を癒す質の高い看護が実践できる看護実践能力を身につけること及び次世代の看護職者として国際的に通用し、広く保健・医療・福祉の分野において活躍できる能力を修得する目標を設定している。これらをもとに、学位授与方針として「看護専門職者として患者・家族・協働する専門職者に対し、相手の尊厳を守る姿勢と思いやり、慈しむところをもって関係性を構築する能力」などの5つの能力を身につけることと定めている。

また、4つの科目群「人間と教養」「人間の健康」「看護の理論と方法」「医療看護の統合と発展」からなる教育課程の編成・実施方針を策定し、『履修要項』に明示している。なお、保健師・助産師・看護師の資格取得が可能であり、他学部や6つの医学部附属病院群と連携した教育課程の編成・実施方針を明示している。

保健看護学部

3つの教育目標として「科学的根拠に基づいた看護基礎能力を身につけ、心身を癒す看護実践能力を修得する」「進歩・変化の著しい保健・医療・福祉分野を総合的に理解し、創意工夫する態度・習慣を身に付ける」「自ら健康維持増進に留意し行動的に学習し、国際的に活躍できる素養を身につける」ことを設定している。これらをもとに、学位授与方針を「看護職者として相手の立場に立って思考し、相手に安心感を抱かせる態度をとれること」などの5つの能力を身につけることと定めている。

教育課程の編成・実施方針については、「人間と教養」「人間の健康」「看護の理論と方法」「保健看護の統合と発展」の4つの科目群により構成することとしている。

国際教養学部

教育目標として「グローバル市民の育成」を掲げ、世界と日本など国際教養にかかわる広範な知識を習得しそれらを統合し、活用する能力、自分とは異なる人間や文化を理解、多様性を尊重し、相互交流を図る能力、母語、そして外国語でのコミュニケーション能力を駆使して多様な人々と繋がり、自分の考えを論理的に説明し、

順天堂大学

相互の関係を築く能力、グローバル市民として活躍するための国際的教養、専門性を備え、人類が直面する問題を発見し、解決策を探る、多面的かつ柔軟な思考力と行動力、という4つの能力を学位授与方針としている。

教育課程の編成・実施方針として、国際的な広がりをもつリベラルアーツ及び外国語を学び、グローバル化した世界の実情や課題を理解するため「グローバル社会」「異文化コミュニケーション」「グローバルヘルスサービス」の3領域を設置するなど構成するとしている。

医学研究科

学位授与方針について、修士課程では、「医科学分野における、十分な基礎知識を修得するとともに、医科学修士修了者として必要な医療倫理知識を修得」し、「基礎・臨床の専門的知識を多様な研究者の指導により修得し、研究の幅をひろげながら、最先端の医療・医学の知識を修得する」ものに学位を授与すると定めている。また、博士課程では、「医学研究及び臨床研究に必要な基礎的な知識、技術、及び研究を遂行できる能力を修得する」などの3つの能力を身につける者に学位を授与するとしている。

修士課程の教育課程の編成・実施方針は、医学分野以外の教育を受けた学生・社会人・外国人などに対し、医科学の基礎的知識を身につけ、専門的研究力を身につけるための教育課程を編成することとし、医療関連企業従事者、病院勤務者、大学・研究所勤務者等の興味関心に対応したカリキュラムを構築するとしている。また、博士課程の教育課程の編成・実施方針は、医学研究及び臨床研究に必要な基礎的な知識、技術及び研究を遂行できる能力を修得させるコアプログラムを編成すると同時に、学生が希望する研究領域の研究室における個人指導によって、自ら研究プロジェクトを遂行し新たな分野を切り開く能力を養わせる専門プログラムを編成するとしている。両方針の間には関連が認められる。

スポーツ健康科学研究科

学位授与方針について、博士前期課程では、「スポーツ健康科学に関する高度な専門性を必要とする職業に不可欠な広範で深い知識を身につけ」ることとし、博士後期課程では「高度で先進的な専門業務の従事に相応しい独創的かつ妥当な研究を行い、スポーツ健康科学に関する知識を深化」させた者に学位を授与すると定めている。

教育課程の編成・実施方針について、博士前期課程では「スポーツや身体教育分野における研究能力と高度な専門性を必要とする職業人を育てるために必要な科目」など3つの点を、博士後期課程では「スポーツ科学、スポーツ社会科学および

健康科学に関する研究の先鋭化と深化を図り、さらにこれらを総合するための講義や演習科目を開講」と定めている。ただし、両方針の間の関連はやや希薄に感じられる。

医療看護学研究科

学位授与方針について、博士前期課程では「高度な専門性を発揮するために必要な広範な知識を体系化し、質の高い看護ケアが実践できる能力を修得」するなど4つを身につけること、博士後期課程では「高い学識および高度な実践能力に基づき、新たな理論構築や看護ケアの開発ができる研究能力を修得」するなどの2つの能力を身につけた者に学位を授与としている。

教育課程の編成・実施方針について、博士前期課程では、看護学教育者、看護学研究者及び専門専攻分野の高度な看護実践者を育成するために特別研究コースと専門看護師コースを設置し、特別研究コースでは看護学の理論とその構築に必要な研究能力を、専門看護師コースでは高度な実践能力と実践の場における研究能力を探究できるための教育課程を編成することとしている。博士後期課程では、看護支援の開発や看護提供システムの構築、新たな分野を探究する研究能力の養成を旨とした教育課程を編成することとしている。

<提言>

一 努力課題

- 1) スポーツ健康科学部の学位授与方針については、学位授与の要件を示しているものの、課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力などの学習成果が示されていないので、改善が望まれる。

(2) 教育課程・教育内容

<概評>

大学全体

各学部、研究科は教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成し、『教育要項』などにおいて開講科目の一覧を掲載するとともに、各授業科目の配当年次を明記して、教育課程の順次性を確保している。5学部の基礎教育、一般教育のあり方の検討を「5学部一般教育担当者会議」が行い、主に1年次教育の編成について審議している。授業科目の体系的理解を促すため、2014（平成26）年度からカリキュラムマップ、ナンバリングをシラバスに掲載している。特に、大学全体として国際化に対応するため、英語教育については、TOEIC®からTOE

順天堂大学

F L[®]に移行し、各学部、研究科でそれぞれの目標値を設定して活用し国際化への対応に取り組んでいる。研究科においては、概ねコースワークとリサーチワークが適切に配置されている。

教育課程の適切性を検証する体制としては、「大学協議会」における次年度の教育課程編成に関する全学的な方針についての協議や各教授会・研究科委員会における議案審議を通じて、教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程にふさわしい教育内容についての検証が行われている。なお、保健看護学部の教育課程の適切性の検証については、「カリキュラム委員会」及び「カリキュラムワーキンググループ」が現状分析と検証を行い、新しいカリキュラム編成への検討を行っている。

医学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成している。一般教養科目や早期体験実習に始まり、段階的に基礎医学や臨床医学を学び、3年次では臓器別、病理・病態別の統合型カリキュラムによる授業を行っている。その後、臨床実習、学生インターン実習などを経て、総合的なまとめである卒業試験に至る教育課程となっている。

国際社会における諸問題に多面的な視点から対処し、解決できる能力を養うため、教養教育を重視するとともに、TOEFL[®]、IELTS[™] など実践英語を1年次から課している。なお、6年次には、国内だけでなく海外の施設で臨床実習を行うことを可能にしていることにくわえ、「順天堂国際医学教育塾」を開講し、英語に重点を置き、海外で活躍する医師を養成している。

スポーツ健康科学部

教育課程の編成・実施方針に基づき教育課程を体系的に編成している。学部共通の必修科目として、大学生としてのあるべき姿・考え方、人間としての倫理観、日本人としての国語力のほか、アンチ・ドーピングや人権尊重の精神の徹底を図るための授業科目を開設している。各学科に特徴的な科目を学科必修科目とし、その内容を理解・発展させるための科目を選択必修科目として配置し、それぞれの専門性を順次高めるように各学科のカリキュラムを編成している。各学科の専門性を高めながら学生自身の専門性・関心に応えることができる配分となっている。国際化に対応した教育内容を目指し、英語教育では、「Oral English」を必修とし、選択必修科目は習熟度別にクラスを分けて実施し、またTOEFL[®]のスコアを重視し、語学教育の強化を図っている。

医療看護学部

順天堂大学

教育課程の編成・実施方針に明示した4つの科目群（「人間と教養」「人間の健康」「看護の理論と方法」「医療看護の統合と発展」）からなるカリキュラムを体系的に編成している。「人間と教養」の群では、人間の本質と生命の尊厳を学修するため6領域を設定し、さくらキャンパスにおいて医学部やスポーツ健康科学部の学生とともに学ぶ機会を設けている。臨地実習は、4年間を通じて段階的に学修できるように配置し、附属病院及び地域の医療保健福祉施設などで実習を行っている。

また、保健師課程及び助産師課程に対応した科目も設定されており、4年間で、看護師、保健師、助産師の3つの国家試験受験資格を得ることが可能であり、学生のニーズに対応した教育課程を編成している。

さらに、看護学を学ぶうえで必要である自然科学・生命科学の自己学習を促す科目として「生命現象の理解」の開講や国際的に活躍できる人材育成を目指した英語に関する科目は、4年間を通じて設定しているだけでなく、海外研修の機会も設けている。

保健看護学部

教育課程の編成・実施方針に明示した4つの科目群（「人間と教養」「人間の健康」「看護の理論と方法」「保健看護の統合と発展」）からなるカリキュラムで、全学生が看護師、保健師の国家試験受験資格を得ることができる教育課程を体系的に編成している。「人間の健康」の群では、人々の健康を支える環境と社会的仕組みの理解、人間の生命の営み、健康の維持増進、疾病障害の原因と病態・治療など保健・医療・福祉分野の基礎的知識を看護との関わりから理解するため、3つの領域を設定している。臨地実習は4年間を通じて段階的に学修できるように配置し、附属病院及び地域の医療保健福祉施設などで実習を行っている。また、遠隔授業用のシステムによる他学部との共同遠隔授業のほか、OSCE（客観的臨床実技試験）が導入されている。看護学では自然科学の知識が必要なことから、入学時点での学生のレディネスに対応した「基礎生物」「基礎化学」の設定や「リメディアル教育」を実施している。

国際教養学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を4群に編成している。基盤科目は、主体的な学びへの導入を図る科目及び外国語運用能力と基礎的教養を醸成する科目で、母語である日本語でのコミュニケーション能力を磨くことにも力点を置いている。展開科目は、グローバル社会領域・異文化コミュニケーション領域・グローバルヘルスサービス領域の3領域における概論科目を履修したうえで、自己の関心に応じ1領域を選択し、科目を履修することとしている。このように、自分の学

びの方向を定めることに力点が置かれ、最終的には選択した領域に関連する課題について作成する卒業論文につながるカリキュラムとなっている。

キャリア支援プログラムは、教育課程に沿った4年間の学修に加え、職業とキャリアの理解の応用科目として教育課程に組み込まれている。また、第二外国語の履修が義務付けられており、異文化体験の機会として短期海外研修プログラムを設けている。

医学研究科

修士課程のカリキュラムは一般教育科目、専門教育科目、特別研究科目の3つで構成されている。一般教育科目では「基礎医科学概論Ⅰ・Ⅱ」などを必修科目とし、専門教育科目では「臨床医学概論Ⅰ・Ⅱ」「医学と社会医療Ⅱ」などを選択科目として設置し、医療従事者からの基礎的専門的知識に対する要請に応えられるような授業科目となっている。また、分野ごとに論文指導を行う特別研究科目を設けている。

博士課程のカリキュラムはコアプログラムと専門プログラムに分かれている。コアプログラムは、大学院初期教育及び研究プロジェクト遂行と学位論文作成のための基礎教育、基礎・臨床医学融合型講義、Current topics、e-learningなどで構成され、専門プログラムは、「研究者養成コース」「高度臨床専門家養成コース」により研究テーマに応じた学修・研究を行い、学位論文研究指導を行うことにより構成されている。

研究科の国際化を推進すべく、博士課程において、ネイティブスピーカーによるアカデミック・ライティング講座、TOEFL[®]の対策講座、英語のみにより実施される選択必修講義などを実施している。

スポーツ健康科学研究科

博士前期課程では、入学後の半年間でコースワークである基礎科目を集中的に開講する構成としている。「研究指導」が1年次から開講され、修士論文審査まで2年間にわたるリサーチワークの段階が示されており、修士論文作成にあたり必要な基礎知識を短期間で能動的に学ぶことにより、以後の各自の研究を無理なく進めるとともに、コースワークとリサーチワークが適切に組み合わせられた体系的なカリキュラムとなっている。

博士後期課程では、共通科目と選択科目が設定されており、特別研究、特別講義、特別演習や特論を通じて、専門研究の深化とスポーツ健康科学の確立及び独創的な教育プログラム開発につながる教育課程となっている。特別研究は1年次から開講しており、博士論文審査までの3年間にわたるリサーチワークが段階ごとに示され

ており、コースワークとリサーチワークが適切に組み合わされた体系的なカリキュラムとなっている。

医療看護学研究科

博士前期課程では、教育課程の編成・実施方針に基づき共通科目、専門科目、演習・研究指導の3区分の科目群が設定されている。博士前期課程には特別研究コースとCNS（専門看護師）コースが設けられており、専門科目は専攻分野ごとに設定している。同コースでは、日本看護系大学協議会から認定を受けた慢性看護・がん看護・感染看護・小児看護・老人看護・精神看護の専門分野の科目が設定されている。今後は、新たに在宅看護学・ウィメンズヘルス看護学の2分野を新設する準備が進められており、この機に専門看護師教育課程に更新する予定である。さらに、一定の実務経験を有する看護職者に認定看護管理者受験資格が得られる専攻分野（看護管理学分野）も設けられている。「看護学研究方法論」などの共通科目、「看護教育学特論」などの専門科目を履修し、演習・研究指導において研究計画を立案して、実際にリサーチを行うなど、コースワークとリサーチワークが適切に組み合わされた体系的なカリキュラムとなっている。

博士後期課程では、教育課程の編成・実施方針に基づき共通科目、専門科目、演習・研究指導の3区分の科目群が設定されている。「看護学研究論」などの共通科目、「メンタルヘルス看護支援開発特論」などの専門科目と「看護学特別研究」などの演習・研究指導が設けられており、コースワークとリサーチワークが適切に組み合わされた体系的なカリキュラムとなっている。なお、「看護学特別研究」は1年次時から開講しており、博士論文審査まで3年間にわたる段階的なリサーチワークが『教育要項』に示されている。

(3) 教育方法

<概評>

大学全体

各学部の特徴に応じ、講義・演習・実習等を組み合わせた授業を行い、また、授業内容、形態を考慮した単位認定を行っている。各研究科では社会人学生のため、土曜開講・昼夜開講を実施し、e-learning、オンライン視聴による補講など、学生の学びやすい教育環境を提供している。

シラバスは統一した書式で毎年作成され、ホームページに掲載されており、各学部・研究科の「カリキュラム委員会」などにおいてチェックする体制がとられている。ただし、スポーツ健康科学部では、シラバスには、教員間で精粗があるため、

順天堂大学

「カリキュラム委員会」でチェックする体制はあるものの、記述の充実に向けて教員間で情報を共有するなどの取組みが望まれる。

全学でGPA制度が導入されており、進級判定のみならず、卒業判定の総合判定データとして利用されている。

各学部・研究科において、毎年FDワークショップを開催し、教職員に加え、臨床指導者、学生も参加して、教育成果の検証を行い、教育課程や教育内容・方法の改善に反映させていることは高く評価できる。また、教育改善・改革を進めるために公募制の「教育改善プロジェクト」制度を設け、教育（授業等）の質的向上を目指す取組みや新たな教育プログラムの開発に対して、予算補助を行っている。

医学部

授業は、講義、演習、実習等を組み合わせて構成される。基礎医学の授業が終了し臨床医学に移る過渡期に、基礎ゼミナールとして興味ある基礎教室に配属されて研究を行っている。臨床実習の基礎となる実習で、臨床の現場に必要な思考過程を身につける模擬診療の学習を行っている。また、共用試験(CBT・OSCE)を実施し、臨床実習への参加の可否を判断している。4年次から6年次では、診療参加型実習を原則として行っている。

グループワークやTeam Based Learning形式のactive learningを導入している。第三期臨床実習終了後、学生インターンシップ学修（選択コース）として、自分で実習先を選択し実習を行うこととしている。

授業成果を確認するため、学生による授業評価アンケートをすべての講義・実習において実施している。集計した評価結果は、「教務委員会」「カリキュラム委員会」において報告され、担当教員に通知され、授業方法・内容の改善に反映している。

教育内容・方法等の改善を図るため、毎年「医学教育・卒後教育（成田）ワークショップ」が行われており、教育内容・方法の改善に反映させている。

スポーツ健康科学部

授業は講義・実習・演習を組み合わせて構成される。実技や実習科目では、50人を超える規模のクラスに対してティーチング・アシスタント(TA)を1名採用できることとし、安全面に配慮しながら学生指導できるクラス環境を整えている。必修のゼミナールでは個別指導による卒業論文を課している。

学生からの意見を授業改善に反映するため、授業評価アンケートをすべての講義・実習において実施し、集計した評価結果は、担当教員に学内基幹システムを通じて公開されている。そして、教員は授業評価結果をもとに授業改善に関する具体的な方策を記したリフレクションペーパーを学部長に提出し、改善点を次年度の授

業計画に反映している。授業内容や教育方法を改善するために、学生も参加可能なFDワークショップを開催しており、学生を意識した授業改善の機会となっている。

医療看護学部

教育目標の達成に向けた授業形態としては、講義、演習、実習が取り入れられ、専門科目では学びの発展と連動を重視した授業形態をとっている。CAP制により、1年間に履修登録できる単位数を適切に定めており、計画的な学修を指導している。また、取得を希望する免許に応じた履修計画については、国家試験対策ガイダンス等により、適切な履修指導を行っている。なお、助産師課程の科目を履修する際には、履修希望提出資格が設定されており、選抜方法と選抜基準が『履修要項』に明示されている。

教育内容・方法等の改善に向けた取組みとしては、授業科目ごとに学生による授業評価アンケートを行い、その結果は教員にフィードバックされ、科目群ごとに学内専用ホームページで公開されるとともに、授業改善につなげている。また、毎年、FD研修や実習指導者研修会を開催し、教員及び臨床実習指導者の資質の向上に努めている。さらに、「学生カリキュラム委員会」が組織されており、学生の意見をカリキュラムの検証や改善に役立てていることは高く評価できる。

保健看護学部

教育目標の達成に向けた授業形態としては、講義、演習、実習が取り入れられ、専門科目では学びの発展と連動を重視した授業形態をとっている。1年間に履修登録できる単位数の上限設定はされていないが、看護師・保健師養成教育課程において4年間で適切な科目を配置し、計画的な学修を指導している。

教育内容・方法等の改善に向けた取組みとしては、FDの一環として行われる教員ワークショップのほか、学生による授業評価アンケートを実施し、改善につなげている。

国際教養学部

各科目の授業形態(講義・実技・演習)・学修の到達目標・評価方法・評価基準が、オリエンテーションで配布される『教育要項』に示されている。また履修できる単位数の上限(40～44単位)が各学年に定められている。外国語科目は少人数のクラスで実施されており、複数のクラスの内容が異ならないように授業内容を統一し、「FD委員会」中心で教員研修をして教育方法・内容の統一を行っている。

初年次の基礎演習のクラス担当教員がアドバイザーとして、学習と生活の指導を行う。言語学習センターは、自主的な利用に加えて語学学習の相談(カウンセリン

グ)も行っている。学内の色々な場所には学内ネットワークシステムに接続する端末があり、自己学習に利用できる。また、1期生にはタブレットが貸与されて授業で利用されている。専任教員のオフィスアワー制度を実施しているほか、兼任教員等への連絡手段も示されている。

教育内容・方法等の改善に向けた取組みは、「FD委員会」が中心となって研修会を実施して授業運営等の課題の検討を行っているほか、授業評価アンケートを実施し、担当教員に返却するとともに、学生が自由に閲覧できるようにしている。

医学研究科

授業は、講義・演習・実験実習・自己学習等を組み合わせて構成される。社会人大学院学生の存在を考慮し、昼夜開講制を導入し、また欠席講義をVOD（ビデオ・オン・デマンド）システムにより視聴し補講を行える教育環境が整備されている。

修士課程では、1年次の研究計画書の提出、2年次の中間報告会の実施を必須としている。また、博士課程では、1年次には「研究計画書」を、2年次には「研究進捗状況報告書」を提出することを必須とし、3年次後半には研究中間発表（ポスターセッション）を実施するものとしている。ポスターの作成及び発表を英語で行うことを原則として、国際的な研究者としてのプレゼンテーション能力の向上を図っている。このように、修士、博士課程ともに、研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っている。

教育内容・方法の改善に向けた取組みについては、毎年「医学教育・卒後教育（成田）ワークショップ」が行われているほか、学生による授業評価アンケートが実施されている。

スポーツ健康科学研究科

教育目標の達成に向け、授業は講義・実習・演習を組み合わせて構成される。博士前期課程では、社会人の修学を支援するため、すべての科目について夜間授業を開講している。なお、「優れた研究業績を上げた者」に対し、博士前期課程では1年間の在籍、博士後期課程では2年間の在籍をもって修了できる早期修了制度を設けている。博士前期課程及び後期課程の論文指導は、研究指導教員が中心となり行い、いずれの課程も研究計画報告会や研究進捗報告会で研究指導教員以外の教員からの指導を受けることができる。

FDについては、学部とは独立した「FD委員会」を設置して活動している。学生からの意見を授業改善に反映するため、授業評価アンケートをすべての講義・実習において実施し、集計した評価結果は、担当教員に学内基幹システムを通じて公開される。教員は、授業評価結果をもとに授業改善に関する具体的な方策を記した

リフレクションペーパーを作成し、次年度の授業計画に反映している。

医療看護学研究科

教育目標の達成に向けた授業形態としては、講義、実習、演習、研究指導で構成されており、授業内容に応じて講義や演習、実習を組み合わせている。授業は3つのキャンパスで実施されており、ICTの導入により、遠隔授業の実施や社会人学生への配慮として平日夜間開講や必修科目の休日開講などの工夫がなされている。博士前期課程及び後期課程の論文指導は、研究指導教員と研究指導補助教員の複数体制で受けることが可能であり、いずれの課程も研究計画報告会や研究進捗報告会で研究指導教員以外の教員からの指導を受けることができる。

2013（平成25）年度後期から、学生による授業評価を導入し、評価結果は各教員にフィードバックされ授業方法・内容の改善に努めている。FDについては、学部と大学院の併任教員が多いため医療看護学部と合同で研修会・講演会が開催されていたが、2010（平成22）年度からは研究科単独で開催し、教育方法の改善に努めている。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) 各学部・研究科の特徴に応じて、学部学生・大学院学生及び臨床の実習指導者等が参加するFDワークショップが開催されており、例えば、スポーツ健康科学部のFDワークショップでは、グループディスカッションだけでなくロールプレイを取り入れるなど、教員が学んだことの理解を定着させるための工夫がなされている。こうした活動を通じて、医学部では、参加学生等の意見を踏まえe-learningシステムを導入するなど各学部・研究科の教育内容・方法の改善につなげていることは評価できる。さらに、医療看護学部では、「学生カリキュラム委員会」が組織されており、「学生・教員合同カリキュラム委員会」が行われ、学生カリキュラム委員からのヒアリングに基づき、カリキュラムの改定の際に意見を反映するなど、教育課程の編成や教育方法の改善に役立っていることは評価できる。

二 努力課題

- 1) スポーツ健康科学部では、シラバスの記載について精粗が見られるので、学生の学修に資するシラバスとなるよう改善が望まれる。

(4) 成果

<概評>

全学部

学則に卒業・修了の要件を規定しており、「順天堂大学学位規程」や「進級判定基準」に基づいて進級、学位授与の手続きが行われており、『学生便覧』『履修要綱』『教育要項』のほか、ホームページ等で学生に周知を図っている。学位授与の手続としては、教授会の審議を経て、学長が卒業資格の認定を行っている。

課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標として、国家試験合格率と就職率を重視している。また、医学部においては、卒業時のコンピテンシとその構成要素（コンピテンシー）を定め、他の学部においても評価指標を策定中とのことであるので、教育の質保証に役立てていくことを期待したい。

全研究科

大学院学則に修了の要件を規定しており、「順天堂大学学位規程」に基づいて学位授与、大学院の修了審査の手続きが行われており、『課程要覧』『教育要項』、ホームページ等で学生に周知を図っている。学位授与の手続きとしては、研究科委員会の審議を経て、学長により学位授与が決定される。学位論文の審査基準については、医学研究科修士課程、スポーツ健康科学研究科及び医療看護学研究科については『教育要項』等に明示しているが、医学研究科博士課程については明文化されていないので、改善が望まれる。

博士後期課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは、適切でない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して、博士の学位の質を確保しつつ、標準修業年限内の学位授与を促進するよう改善が望まれる。また、標準年限内に学位を取得することが難しい学生に対しては、在籍関係を保持したまま論文指導を継続して受けられる工夫などを検討することも期待される。

課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標として、学位論文の質を指標としている。

<提言>

一 努力課題

- 1) 医学研究科博士課程において、学位論文審査基準が明文化されていないので、『履修要綱』などに明記するよう、改善が望まれる。
- 2) すべての研究科の博士課程または博士後期課程において修業年限内に学位を取得

できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し、「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。

5 学生の受け入れ

<概評>

大学全体の学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)において、「学是『仁』及び理念『不断前進』を理解し、自らの持つ感性と倫理観を絶えず磨いていく意欲の高い者」などの5点の求める学生像を示し、学部・研究科ごとにも学生の受け入れ方針を定め、例えば、スポーツ健康科学部では「健康とスポーツの科学的究明を目指す人」などの4点の求める学生像を定めており、ホームページや『学生募集要項』に掲載している。

学生募集と入学者選抜は、各学部・研究科において行っている。学生募集の方法としてホームページや各種広報媒体で公表するとともに、進学説明会への参加、オープンキャンパスを実施している。入学試験は一般入学試験、AO入学試験、推薦入学試験、センター利用の試験など多様な入学試験を実施しており、「入学試験委員会」が、中心となって取り組んでいる。なお、国際教養学部では、帰国生徒及び外国人を対象とした入学試験や国際バカロレア入学試験などの学部の特徴を考慮した選抜方法を導入している。研究科の学生募集は、ホームページ、進学説明会の実施など多様な方法で実施している。入学試験は、各研究科委員会が中心となり選抜方法、試験日程や内容を決定して実施している。

学生の定員管理については、医学部医学科の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が高いので、改善が望まれる。その他の学部・研究科における定員管理は、概ね適切である。

学生募集及び入学者選抜の適切性は、各学部の「入試委員会」において検証を行っている。また、研究科における学生募集・入学者選抜の適切性は、各研究科委員会にて検証されている。ただし、学部では、定員超過していることに鑑みて、学生の受け入れに対する適切な検証が望まれる。

<提言>

一 努力課題

- 1) 医学部医学科では、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が 1.02 と高いので、改善が望まれる。

6 学生支援

<概評>

学生支援に関する方針は、従来の「教員と学生間の距離を近くし、各々の個性が尊重され、充実した学生生活を過ごせるようにすること」とされていた方針をより明確にするため、2016（平成 28）年 9 月に「学生支援に関する方針」を新たに定め、教職員間で共有するためホームページに掲載した。

修学支援については、授業を欠席しがちな学生や成績不振者には、各教科の担当教員や学生部長、学部長が面談等により指導を行っている。留年した学生に対しては、担任（学部によりアドバイザー）が面談等を実施し、関係各署と連携をとりつつ対応している。また、研究科においても研究指導教員及び各キャンパス事務室が連携をとりながら指導・支援を行っている。なお、医学研究科では履修管理システム（研究進捗ポートフォリオシステム）を導入しており、大学院学生の履修状況、研究進捗状況の把握を行っている。このシステムには、VOD機能を搭載しており、補習・補充教育にも活用されている。

障がいのある学生については、個別の対応を基本とし、一部キャンパスではノートテイクと手話通訳者を配置し、学生の状況に応じた対応を可能としている。

奨学金は日本学生支援機構奨学金のほか、大学独自の制度として全学対象の「災害等による修学困難者に対する順天堂大学学納金減免」「経済的理由による就学困難者に対する順天堂大学学納金減免」等の制度を設けている。その他に、学部ごとに学内・学外奨学金制度を多数設けている。

医学部及びスポーツ健康科学部では、開学以来、1年次には全寮制を導入し、人間関係を体験する場としても活用されており、特色となっている。

生活支援については、「学校法人順天堂健康管理規程」に基づき、各キャンパスに健康管理室、校医等を置き、学生の健康管理を行っている。また、学生生活全般の相談に対する相談窓口として学生相談室等を置いている。

ハラスメント防止に関する対応については、これまでは「セクシュアル・ハラスメント防止人権委員会規程」が示すとおり、その対象はセクシュアル・ハラスメントに限定されていたが、これ以外のハラスメントも包含した「学校法人順天堂におけるハラスメント防止に関する規程」が 2016（平成 28）年に制定されている。

進路支援は、国家試験や教員採用試験に対する取組みとして、学部ごとの支援委員会やワーキンググループが置かれ、それぞれ手厚い支援を行っており、医療看護学部、保健看護学部をはじめ、高い就職内定率を示している。

学生支援に関する適切性については、各キャンパスの特性に合わせて、学部ごと

に修学支援は「教務委員会」「学修支援委員会」等、生活支援は「学生部委員会」、進路支援については「就職委員会」「キャリア支援委員会・教職課程委員会」等で検証を行っており、その内容が、教授会・研究科委員会に報告されている。

7 教育研究等環境

<概評>

教育研究等環境の整備については、「大学キャンパス・ホスピタル再編事業」に基づき進めており、教育研究環境整備の基本方針として「教育理念・目的に基づく教育研究を行うために、学生や教職員等にとって安全・安心で利用しやすい施設・設備を整備し、適切な管理を行う」ことを定め、ホームページなどを通じて教職員で共有している。

校地・校舎面積は大学設置基準を満たしており、各学部・研究科における教育研究に必要な講義室、演習室、実習室等が整備されている。図書館は十分な質・量の蔵書があり、専門的な知識を有する専任職員を配置している。4つのキャンパス間のネットワークを駆使した図書や雑誌の蔵書確認や貸出返却、夜間開館などの利用者への利便性を図り、学術情報へのアクセスも十分に整備されている。バリアフリーについては、キャンパス内の必要な個所に、手すり、エレベーター、障がい者用トイレが設置されている。

教育研究等を支援するため、TA、リサーチ・アドミニストレーター等の人的支援制度だけでなく、「臨床研究支援センター」や「研究基盤センター」などを設置し、臨床研究や先端的教育・研究の支援も行っている。

専任教員に対する研究活動に必要な研究費は、学部・研究科ごとに基準を定めて支給されている。学部・研究科間の学際的な共同研究を推進するために、学内公募型の特別共同プロジェクト研究費を交付している。

研究倫理に関する取組みとして、「順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範」「順天堂大学における学術研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程」を制定し、「利益相反マネジメント規程」や学部・研究科ごとに倫理要項や委員会規程を整備している。教職員及び学生への倫理教育としては、研修会を開催し、e-learningによる倫理教育プログラムの受講を義務づけているほか、各学部・研究科で研究倫理を含めた倫理教育の授業科目を開講している。

医学研究科では、研究倫理教育の重要性に鑑み、CITI JAPANの研究倫理 e-learningプログラムを2015(平成27)年度に必修化した。

教育研究環境の適切性について、「大学キャンパス・ホスピタル再編事業」の適切性に関しては、理事長を議長とする「再編事業推進会議」により、検証を行って

る。また、その他の教育研究等環境に関しては、各キャンパスの学部長又はこれに準じるものを責任者として検証を行っている。

8 社会連携・社会貢献

<概評>

社会連携についての方針は、「学校法人順天堂社会連携推進室運営規程」において、教育・研究成果及び人的資源等を活用して地域社会との連携活動を推進し、地域社会の持続的発展に貢献するとともに、教育研究活動の活性化を図ることとし、方針に関する学長のメッセージを、ホームページで発信し教職員で共有している。また、法人の直轄組織として「社会連携推進室」を設置している。

社会連携・社会貢献活動として、企業・団体と連携協定を締結して共同研究等の取組みを展開し、その研究成果は学術誌や学会等で公表されている。2013（平成 25）年から 2014（平成 26）年度には「研究成果展開事業 センター・オブ・イノベーション（COI）」の活動成果の評価を受け、他大学との連携拠点がCOI拠点として昇格している。さらに、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」との連携協定の締結を行い、開催に向けた協力・支援を行っており、健康総合大学としての役割を果たしている。また、寄付講座の設置、がんプロ養成基盤推進プラン採択事業など、多様な医療人養成や共同型臨床研究を推進している。

国際交流・国際化については、順天堂大学国際化ビジョンにおいて、「知性と教養溢れ、発信力と行動力にある国際性に富んだ人材の育成を推進する」「新たな知を創造する国際的な研究拠点形成に取り組む」など3つを基本方針とし、「順天堂大学国際交流センター運営規程」に基づき、国際交流協定や講座・研究室を通じたの海外交流も行われており、これらの連携活動報告は国内外で公表されている。

東京都文京区、静岡県三島市など複数の自治体と連携協定を締結し、教育の振興、スポーツの発展、健康支援など地域社会の発展に寄与することを目的とした取組みを実施しているほか、国内外の他の教育機関との提携、地域社会・国際社会への協力を行っている。

各学部・研究科及び附属病院においては、地域住民や医療専門職を対象とした公開講座・シンポジウム等の開催、学校施設の開放や見学会などを開催している。最近では、一般・医療従事者や進学希望者対象とした「順天堂大学/JMOOC無料オンライン講座」を開講した。

社会連携・社会貢献の適切性については、「社会連携推進室」「臨床研究支援センター」「国際交流センター」などが責任主体となり、それぞれの取組みに対して、検証を行っている。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

<概評>

管理運営の方針としては、新規事業の立案と既存計画の見直し等を反映した「10年間の収支見通し」を理事会にて審議している。この「10年間の収支見通し」は、次年度予算の編成方針の役割を兼ねており、すべての部局の長や幹部職員を通じて周知を図っている。

学則及び大学院学則に基づき学長をはじめ、学部長・研究科長等所要の職を置き、全学の教育・研究に関連する事項を協議し、学長の諮問事項を審議する「大学協議会」、教授会、研究科委員会等の組織を設けている。教授会、研究科委員会の権限と責任は、学則及び大学院学則に規定されている。

事務組織は、「学校法人順天堂事務組織規程」に基づき編制されている。人事評価をもとに昇格の可否を検討しているが、昇格にあたっては同僚、部下からの評価も取り入れられている。事務職員の資質向上に向けた研修も幅広く行われているほか、通信教育講座への補助制度を導入しており、職員の自己研鑽を奨励している。

予算編成は、「学校法人順天堂予算実行権限内規」に沿ってなされている。また、監査については、監事及び監査法人による財務監査を実施しており、その結果は監査報告書にまとめている。なお、予算配分と執行プロセスの明確性・透明性についての恒常的な検証は担当部局の自己点検・評価の一環として行われているが、監査の方法・プロセス等の適切性については、恒常的な検証は行われていない。

管理運営に関する適切性の検証については、担当部局の自己点検・評価の一環として行われており、大学・法人の管理運営状況に合わせ、事務組織の新設・改編などの改善が行われている。

(2) 財務

<概評>

中・長期的な財政計画については、毎年10月に経理単位ごとに「10年間の収支見通し」を策定し、理事会において、長期的な収支動向、設備投資計画等及び中・長期的な課題等を把握する観点から検討している。

医療収入の増加等により、法人全体では安定的に収入超過で推移している。さらに、財務関係比率のうち、帰属収支差額比率については、好調な収支状況を維持しており、財政基盤は安定している。

順天堂大学

2010（平成22）年度から2014（平成26）年度の間において、「要積立額に対する金融資産の充足率」及び「帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合」は改善してきている。また、消費収支計算書関係比率については、「医歯他複数学部を設置する私立大学」の平均と比較して、教育研究経費比率が高く、そのほかの比率についても概ね良好である。さらに、貸借対照表関係比率については、自己資金構成比率、流動比率等は概ね同平均を上回っているうえ、総負債比率、負債比率については、有利子負債の前倒し返済が寄与し、同平均を概ね下回っており、年々着実に改善している。

外部資金については、競争的資金の導入を積極的に推進しており、説明会や申請手順、研究計画調書作成のポイントに関する説明会等を開催している。その結果、科学研究費補助金の採択状況をみると、採択件数・金額ともに概ね増加傾向にある。

10 内部質保証

<概評>

「学校法人順天堂自己点検・評価に関する規程」に基づき、1997（平成9）年に、自己点検・評価の活動を『第1次順天堂大学自己点検・評価報告書』にまとめ公表して以来、2年から3年の周期で自己点検・評価を行い、その結果を冊子で刊行し、ホームページで公表している。

自己点検・評価の体制としては、各学部・研究科の「自己点検・評価委員会」で自己点検・評価を実施し、評価結果及び改善案の策定を行い、全学的な「自己点検・評価運営委員会」に提出する。「自己点検・評価運営委員会」は、提出された点検・評価結果及び改善案の評価を行っている。自己点検・評価の結果、明らかとなった問題点については、学部・研究科ごとの教授会・研究科委員会に加え、その下部組織である委員会活動において改善に取り組み、改善状況については、学長が改善状況報告書の提出を求めて進捗管理を行っている。なお、文部科学省「大学改革実行プラン」に基づく「私立大学等改革総合支援事業」の評価項目についても、各学部・研究科での改善状況を学長に報告し、さらなる改革を促すシステムとして利用している。

大学院の課程設置、入学定員増、学部設置申請（届出）に対する文部科学省からの指摘事項はなく、設置計画履行状況等調査書を提出している。なお、医学部では、世界医学教育連盟（WFME）の国際認証を取得すべく受審準備を進めている。大学の諸活動における検証と見直しのシステムは定められているので、今後、大学全体として改善につなげる活動を行うことに期待したい。

情報公開については、学校教育法等で定める必要な情報や財務関係情報、自己点

順天堂大学

検・評価結果等について、ホームページを通じて、広く公表している。

各基準において提示した指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2020（平成32）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

以 上